

## 地域自治再興交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落や地域等（以下「集落等」という。）が、自ら地域課題について考え、自ら行動する住民自治活動を支援するため、池田町まちづくり自治基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和5年池田町条例第 号。）に基づき、積み立てた基金を活用し事業に必要な経費を交付することについて、池田町補助金等交付規則（昭和52年池田町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付金の種類等)

第2条 交付金の種類及び対象となる団体等（以下「対象団体」という。）については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ交流事業交付金

30世帯以上の単独の集落あるいは複数の集落等で行う、住民の世代間交流や協働の地域活動を対象とする交付金

(2) 集落自治再生支援事業交付金

単独の集落あるいは複数の集落等で行う、地域の課題解決や地域の将来を考える活動など、新たな取組みを開始するための初期の活動を対象とする交付金

(交付金の額)

第3条 交付金の額及びその限度額は、次のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ交流事業交付金

対象経費の5/10以内で30万円以内。ただし、飲食に係る経費については3/10以内で10万円以内。

(2) 集落自治再生支援事業交付金

対象経費の10/10以内で20万円以内。最長2年間分を交付。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、交付金の種類に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ交流事業交付金

ア 世代間交流の促進を図り、住民同士の繋がりを深める事業

具体的例：スポーツ大会 夏まつり 文化祭 芸能発表会 ふるさとまつりなど

イ 住民の健康と福祉を増進させる事業

具体的例：敬老会 健康づくり 福祉増進活動 ボランティア活動など

## (2) 集落自治再生支援事業交付金

### ア 集落の教科書づくり事業

集落のテキストづくりをはじめとする地域の課題解決や地域の将来を考える事業  
具体的例：集落自治についての学習又は意見交換 住民の意見やニーズの把握

### イ 地域運営組織立上げ事業

地域運営組織の形成に向けて、住民が対等な立場で話し合う場の設定及び地域の将来像の共有に関する事業。地域の情報の発信又は共有に関する事業。その他、地域運営組織の形成に資する事業

具体的例：住民の将来像の共有 地域の課題掘り起こしのためのワークショップ  
専門家を招いての勉強会 先例地の視察など

### (交付対象経費)

第5条 交付の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

### (交付金の申請)

第6条 規則第4条の規定により交付金の交付申請を行う場合は、事業交付金交付申請書(様式第1号)によるものとし、同条第2項の添付書類は事業交付金計画書(様式第2号)、事業交付金収支予算書(様式第3号)とする。

### (実績報告)

第7条 規則第12条の規定により交付金事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した実績報告書を(様式第4号)に、収支決算書(様式第5号)及び事業実績書(様式第6号)を添えて町長に報告しなければならない。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象経費区分	主な内容
報酬等	講師又は出演者等への謝礼金等
旅費交通費	交通費等
消耗品費	事務用品代、教材費等
食糧費	茶菓子代、食材費等
印刷製本費	印刷代等
通信費	切手又はハガキ、送料、電話代等
使用料及び賃借料	会場代、コピー代、車両借上料、備品等のレンタル代等
手数料	振込手数料等
保険料	傷害保険、ボランティア保険等
委託料	設営費等
負担金	会議参加負担金等
備品購入費	活動の継続的实施に必要な備品
その他	町長が特に必要と認めるもの

備考

- ①備品購入費は、1個当たりの単価が50,000円以下のものに限る。
- ②備品はリース又はレンタルを原則とする。購入は、使用頻度及び維持管理経費等を考慮した上で決定するものとし、購入する備品の管理、使用及び貸出のルールを定めるものとする。